**南房総市短期集中予防サービス利用契約書兼重要事項説明書**

　　　　　　　　様 （以下、「利用者」といいます）と、　　　　　　　　（以下、「事業者」といいます）は、南房総市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成２９年南房総市告示第７０号）及び南房総市リエイブルメント事業モデル実施要綱（令和６年９月６日南高第８１０号）に基づき短期集中予防サービスの利用について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第１条　事業者は、南房総市からの受託により、疾病等で生活機能が低下した高齢者が心身の状態と生活課題の改善し、その状態を維持できるようにすることを目的として、利用者に対し短期集中予防サービスを提供します。

（契約の期間）

第２条　この契約の期間は、　　　年　　月　　日から短期集中予防サービス計１２回の終了日までとします。

（実施計画）

第３条　事業者は、利用者の生活課題の解消に向けて、地域包括支援センターのプラン担当者と調整の上、実施計画を作成します。なお、ケアプランが作成されている場合は当該プランに準拠した計画を作成します。

２　事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法の変更を希望する場合で、その変更が可能である場合は、速やかに実施計画の変更等の対応を行います。

（サービス内容）

第４条　事業者は、以下のプログラムを週１回、計１２回（約３か月間）実施します。プログラムの実施方法は、通所または訪問いずれかの方法によります。ただし、１２回のうち１回以上は、利用者の居所等における生活課題等の把握を目的として訪問により実施します。

(1) 動機づけ面談プログラム

(2) 目的の達成のために必要と認められるプログラム

２　事業者は、短期集中予防サービスの実施に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、医療、介護その他のサービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

３　事業者は、リハビリテーション訪問指導により把握された利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期集中予防サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したサービス実施計画書を作成するものとします。

３　事業者は、短期集中予防サービスの実施日、内容その他必要な事項について記録し、書面等により利用者に交付します。

（利用者負担金）

第５条　短期集中予防サービスの実施の対価は市が負担し、利用者の自己負担額はありません。ただし、以下の費用が生じる場合は、利用者負担とします。

(1) 通常の送迎範囲を超えて送迎を実施する場合に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) その他利用者に負担させることが適当と認められる費用

２　事業者は、前項ただし書による利用者負担が発生する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ることとします。

　（サービスの中止）

第６条　利用者は、自身の体調不良その他やむを得ない事由が生じたときは、事前に事業者に通知の上、サービスの利用を中止することができます。

２　事業者は、介護予防ケアマネジメント上短期集中予防サービスの利用が適切でないと認められる場合または災害その他やむを得ない事由により安全にサービス提供を行うことが困難であると認められる場合は、事前に利用者に通知の上、サービスの利用を中止することができます。

３　事業者は、前２項に掲げる事由またはその他の事由によりサービスを実施しなかった場合は、必要により振替実施を行います。

　（契約の解除）

第７条　利用者は、やむを得ない事由が生じたときは、事前に事業者に通知の上、この契約を解除することができます。

２　事業者は、以下のいずれかの事由に該当する場合は、事前に利用者に通知の上、この契約を解除することができます。

(1) 利用者が正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合

(2) 利用者が入院等により３か月以上にわたってサービスの実施ができない場合

(3) 利用者や家族が、サービス提供に支障をきたすような行動等をなし、事業者の事前の申入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達成することが著しく困難と認められる場合

３　利用者が死亡した場合は、この契約は自動的に終了するものとします。

　（個人情報の取扱い）

第８条　事業者は、利用者の個人情報について、短期集中予防サービス及び介護予防ケアマネジメントの適切な実施に必要な範囲でのみ利用します。この際、取得した情報を市、関係機関および関係者に提供することがあります。

２　事業者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

　（緊急時の対応）

第９条　事業者は、現に短期集中予防サービスを実施しているときに利用者に病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じることとします。

２　事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

　（衛生管理）

第１０条　事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じることとします。

２　事業者は、当該短期集中予防サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じることとします。

（事故発生時の対応）

第１１条　事業者は、短期集中予防サービスの実施により事故が発生した場合は、市、地域包括支援センター及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとします。

２　事業者は、利用者に対する短期集中予防サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととします。

３　サービス提供中の事故や傷害について、事業者は一定の範囲で責任を負うものとします。ただし、利用者自身の過失による事象については、責任を負いません。

　（苦情処理）

第１２条　事業者は、利用者から短期集中予防サービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

２　事業者は、利用者が苦情の申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもしないこととします。

　（裁判管轄）

第１３条　この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

　（契約外事項）

第１４条　この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

**重要事項説明書**

１　利用者（認定情報）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定区分 | 事業対象者　・　要支援１　・　要支援２ |
| 有効期間 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日※ |

※事業対象者認定の場合は、有効期間の終期の記載なし

２　事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者  職氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 実施場所（施設名） |  |
| 管理者 |  |

３　サービスの実施方法

|  |  |
| --- | --- |
| 実施方法 | 通所　・　訪問　・　その他 |
| その他の方法 |  |

４　原則的なサービス提供可能日及び時間

|  |
| --- |
|  |

５　職員体制（職種及び人数）

|  |
| --- |
|  |

６　利用料

　原則として無料とします。ただし、下欄に記載のある事項は自己負担とします。

|  |
| --- |
|  |

７　施設の利用に当たっての留意事項

|  |
| --- |
|  |

８　相談・苦情

　サービス提供等に関する相談・苦情の窓口は、以下のとおりです。

(1) 事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 受付時間 |  |

(2) 市町村

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 南房総市保健福祉部高齢者支援課　高齢者福祉係  介護予防・日常生活支援総合事業担当 |
| 所在地 | 千葉県南房総市谷向１００番地　南房総市役所三芳分庁舎 |
| 電話番号 | ０４７０－３６－１１５２ |
| 受付時間 | 午前８時４５分から午後５時まで |

以上の重要事項の説明を受け、その内容を了承の上、本契約を締結します。

本契約を証するため、本書２通を作成し、利用者および事業者が署名押印の上、１通ずつ保有するものとします。

　　　　年　　月　　日

　（利用者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※自著の場合は押印不要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 | | 千葉県南房総市 |
| 氏名 | | ㊞※ |
| 電話番号 | |  |
| 緊急  連絡先 | 氏名 |  |
| 電話番号 |  |

　（事業者）

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 名称 |  |
| 代表者職氏名 | ㊞ |